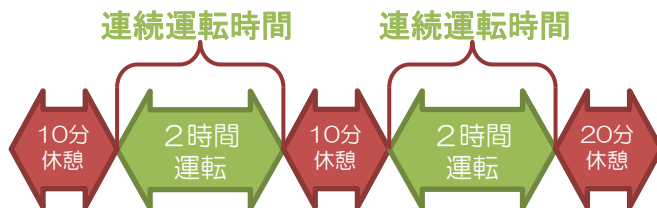


# 5 連続運転時間・休憩の考え方

## (1) 連続運転時間の定義について

連続運転時間の定義は以下のとおりです。

連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。

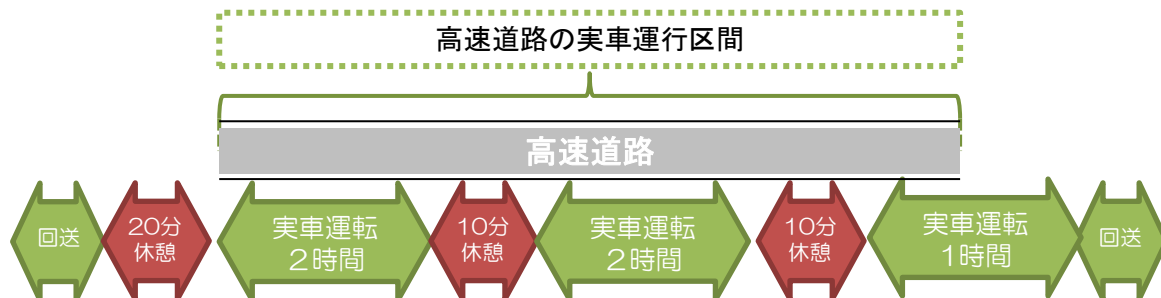


## (2) 高速道路の実車運行区間の連続運転時間について

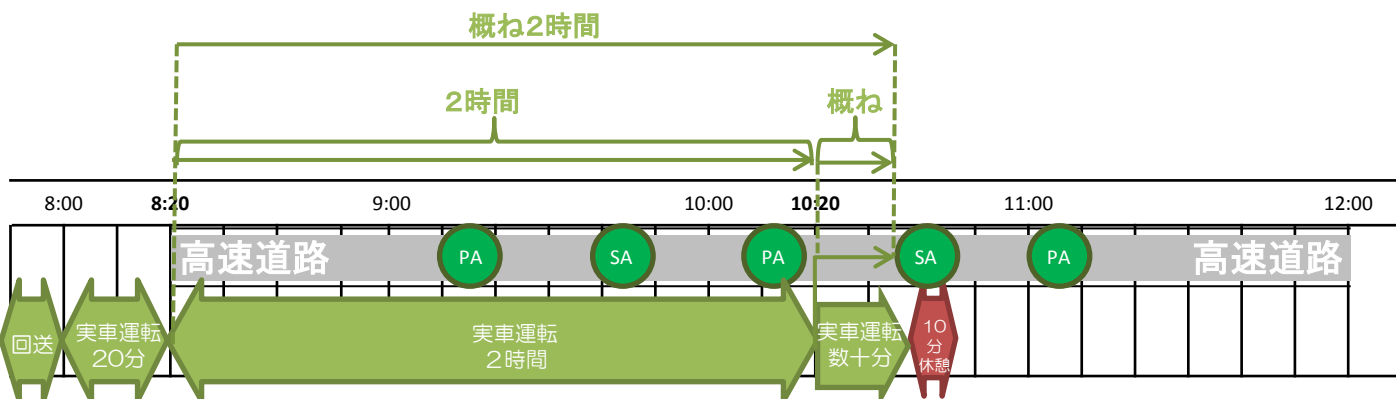
高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上※、概ね2時間までとします。

①高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとします。

※夜間運行については、全ての实車運行区間において連続運転時間、運行指示書上、概ね2時間。以下((4)参照))



②概ね2時間の「概ね」は連続運転時間が2時間を超える次のSA又はPAで休憩を取ることを指します。



※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、高速道路の実車運行区間において、連続運転時間が概ね2時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、高速道路の実車運行区間における連続運転時間が概ね2時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で、連続運転時間を概ね2時間に収めるとの判断をするか、又は交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

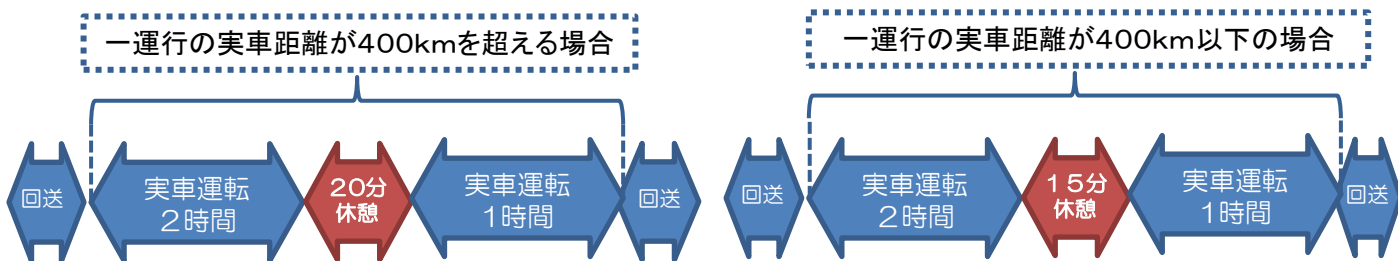
### (3) 休憩時間について

「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」において、連続運転時間4時間毎に30分の休憩を確保することとなっております。このほか、本基準において夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間を以下の通り定めているほか、実車距離500km超の運行については、1時間以上(1回20分以上で分割可)の休憩を確保(3(2)②参照)することとしております。

### (4) 夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間について

夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上※、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合)あるいは、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上)の休憩を確保していなければなりません。

①実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に、連続20分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合)あるいは、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上)の休憩を確保しなければなりません



※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、実車運行区間における運転時間が概ね2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩を確保するような運行の指示がなされている状態をいいます。

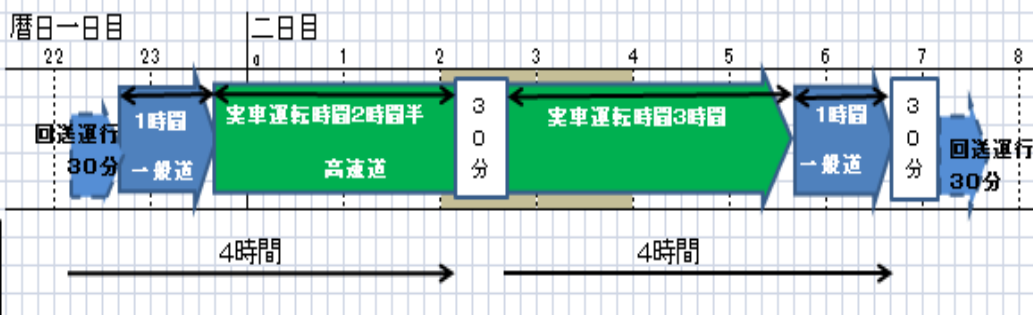
したがって、運送を引き受けた時点で、実車運行区間における運転時間2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩が確保できないことが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で、実車運行区間における運転時間を概ね2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩を確保するとの判断をするか、又は交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

# (5) 連続運転時間・休憩時間の組み合わせについて

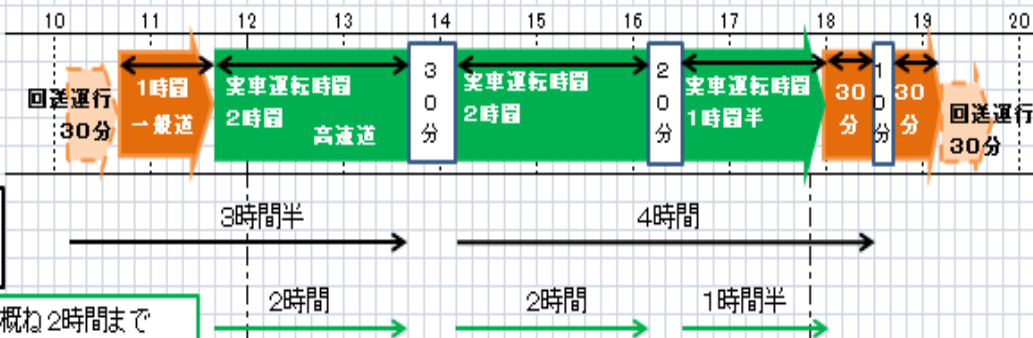
連続運転時間及び休憩時間の組み合わせについては、昼間ワンマン運行や夜間ワンマン運行に限らず高速道路の実車運行区間の連続運転時間を概ね2時間以内とすること、夜間ワンマン運行にあっては一般道を含む実車運行区間における運転時間2時間毎に、夜間ワンマン運行の一運行の実車距離によって休憩時間を合計20分とするか合計15分とするかを考慮する必要があります。また、**勤務時間等基準告示における連続運転時間4時間毎に30分以上の休憩等を確保する基準と併せて考える必要があります**ので、以下の例を参考に運行計画を行って下さい。

A) 高速走行区間5時間半 + 一般道走行区間2時間 + 回送運行1時間で  
 運転時間合計8時間半のモデルケース(実車距離450km程度)

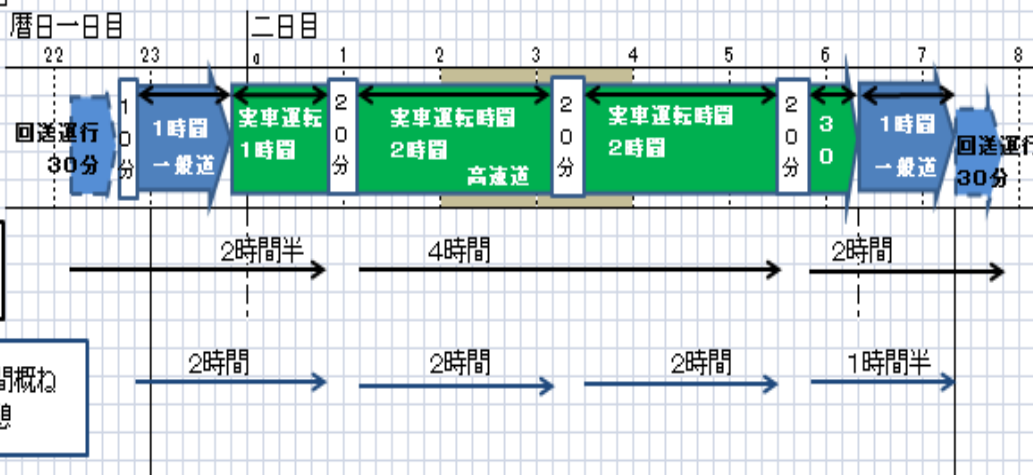
(i) 現行の基準のみの場合



(ii) 昼間ワンマン運行の場合

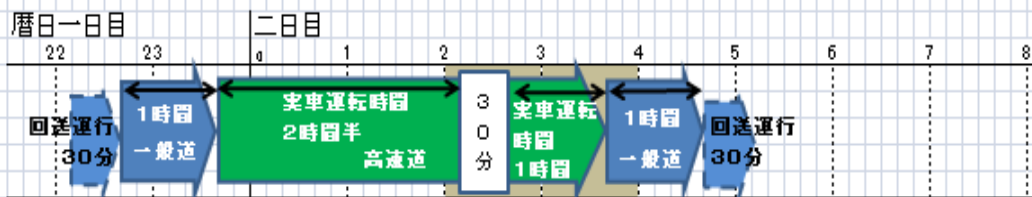


(iii) 夜間ワンマン運行の場合



B) 高速走行区間3時間半+一般道走行区間2時間+回送運行1時間で  
 運転時間合計6時間半のモデルケース(実車距離300km程度)

(i) 現行の基準のみの場合

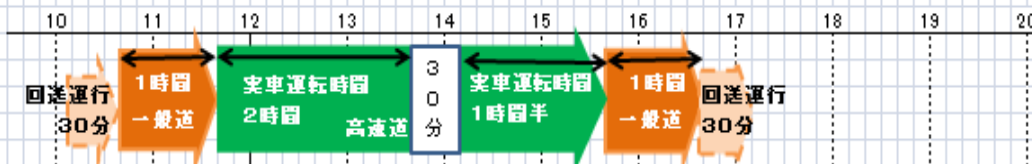


合計の休憩時間30分  
 高速走行区間の休憩時間30分

改善  
基準

回送も含め運転時間4時間で  
 合計30分以上の休憩

(ii) 昼間ワンマン運行の場合



合計の休憩時間30分  
 高速走行区間の休憩時間30分

改善  
基準

回送も含め運転時間4時間で  
 合計30分以上の休憩

配置  
基準

高速走行区間は連続運転時間概ね2時間まで

(iii) 夜間ワンマン運行の場合



合計の休憩時間45分  
 高速走行区間の休憩時間30分

改善  
基準

回送も含め運転時間4時間で  
 合計30分以上の休憩

配置  
基準

実車運行区間における運転時間概  
 ね2時間毎に連続15分以上の休憩